

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年3月31日 06時45分ごろ
発生場所	福島県相馬市松川浦漁港南東方沖 鶺ノ尾埼灯台から真方位124° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯37° 47.5′ 東経141° 02.8′）
事故の概要	漁船松丸は、北西進中、また、漁船宝来丸は、投網しながら東進中、両船が衝突した。 宝来丸は、船長及び甲板員が負傷し、右舷中央部外板に破口等を生じ、また、松丸は、バルバスバウの破損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 松丸、6.3トン FS2-3004（漁船登録番号）、個人所有 12.50m（Lr）×3.10m×0.85m、FRP ディーゼル機関、450.00kW、平成元年4月 第210-40535号（船舶検査済票の番号） B 漁船 宝来丸、4.9トン FS3-6515（漁船登録番号）、相馬双葉漁業協同組合 12.48m（Lr）×3.14m×1.01m、FRP ディーゼル機関、389.00kW、平成30年5月 第210-59127号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年10月12日 免許証交付日 令和2年9月1日 （令和8年7月17日まで有効） B 船長B 36歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年10月27日 免許証交付日 平成30年9月12日 （令和5年9月11日まで有効）

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 重傷 1人（船長B）、軽傷 1人（甲板員B）</p>
損傷	<p>A バルバスバウに破損、船首部ブルワークの防舷材の折損</p> <p>B 右舷中央部外板に亀裂及び破口</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：05時23分ごろ</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、令和3年3月31日01時00分ごろ松川浦漁港を出港し、同漁港南東方沖の漁場で刺し網漁の試験操業を行った後、06時40分ごろ帰航することとした。</p> <p>A船は、船長Aが操舵スタンドの前に立って操船に当たり、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵により北西進した。</p> <p>船長Aは、漁場を出発した際、前路に他船を見掛けなかったため、携帯電話で知人に対して水揚げの手伝いを依頼することとした。</p> <p>船長Aは、知人2人に連絡したものの、いずれも繋がらず、親族に連絡しようと、顔を下に向けた状態で携帯電話の操作を続けながら航行を続けていたところ、06時45分ごろ身体が前のめりになる衝撃を受け、周囲の状況を確認してB船と衝突したことを知った。（写真1参照）</p> <div data-bbox="799 1182 1093 1572" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本事故時の船長Aの当直状況（再現）</p> <p>船長Aは、乗組員の安否を確認したところ、A船に負傷者はいなかったものの、船長Bが頭部より出血し、B船の甲板員（以下「甲板員B」という。）が身体の痛みを訴えたことから、所属する漁業協同組合の担当者に救急車の手配を要請するとともに、船長B及び甲板員BをA船に移乗させて直ちに帰航した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、刺し網漁の試験操業の目的で、05時00分ごろ松川浦漁港を出港し、同漁港南東方沖の漁場に向かった。</p>

	<p>船長Bは、06時40分ごろ、操業を開始する前に目視及びレーダーで周囲を確認したところ、他船を見掛けなかったため、左舷船尾部に移動して操業を開始した。</p> <p>B船は、約2knの速力で東進しながら投網中、船長Bは他船のエンジン音が聞こえたので、操舵室に移動して周囲を確認したところ、右舷側に間近に迫ったA船を認め、機関を後進に掛けたものの、06時45分ごろ右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突により頭を打ち、その衝突の衝撃で意識を失った後、ドクターヘリで福島県福島市内の病院に搬送され、非骨傷性頸髄損傷、前頭部硬膜外血腫、頭蓋骨開放骨折と診断され、また、甲板員Bは、頸部、右肩、腰部挫傷を負った。</p> <p>B船は、所属する漁業協同組合の僚船により松川浦漁港にえい航中に転覆したが、同組合が手配した作業船によって引き揚げられ、その後、同漁港の岸壁に上架された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故が発生した時間帯に操業を行っている他船を見掛けたことがなく、前路に他船はいないという先入観から、周囲の見張りが疎かになって、顔を下に向けた状態で携帯電話の操作を続けてしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだんから日出後に周囲が明るくなると専ら目視のみで見張りを行っており、本事故当時、3Mレンジに設定したレーダーを起動していたものの、レーダー画面は見えていなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、操舵室の船尾側区画で椅子に腰を掛けて休息しており、B船には気付かなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当時、航行中の他船が操業中のB船を避けて航行してくれると思い、投網作業に意識を向けていたと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Bは、本事故当時、操舵室の左舷側出入口付近で、投網作業を見ていて、A船には気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、松川浦漁港南東方沖を北西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、顔を下に向けた状態で携帯電話の操作を行いながら航行を続けたことから、B船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故が発生した時間帯に操業を行っている他船を見掛けたことがなかったことから、前路に他船はいないと思い込んだもの</p>

	<p>と考えられる。</p> <p>B船は、松川浦漁港南東方沖を投網しながら東進中、船長Bが、航行中の他船が操業中のB船を避けて航行してくれると思い、投網作業に意識を向けて操業を続けたことから、B船に向かって接近するA船に気付くのが遅れ、機関を後進に掛けたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、松川浦漁港南東方沖において、A船が北西進中、B船が投網しながら東進中、船長Aが、携帯電話の操作を行いながら航行を続け、また、船長Bが、投網作業に意識を向けて操業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、携帯電話の操作のみに注意を向けず、操船に専念すること。 ・ 船長は、ふだん他船が操業するのを見掛けたことがない時間帯に航行する場合においても、他船がないものと思わず、また、目視のみに頼らず、レーダーも活用して常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、航行中の他船が操業中の自船を避けて航行してくれることに期待することなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

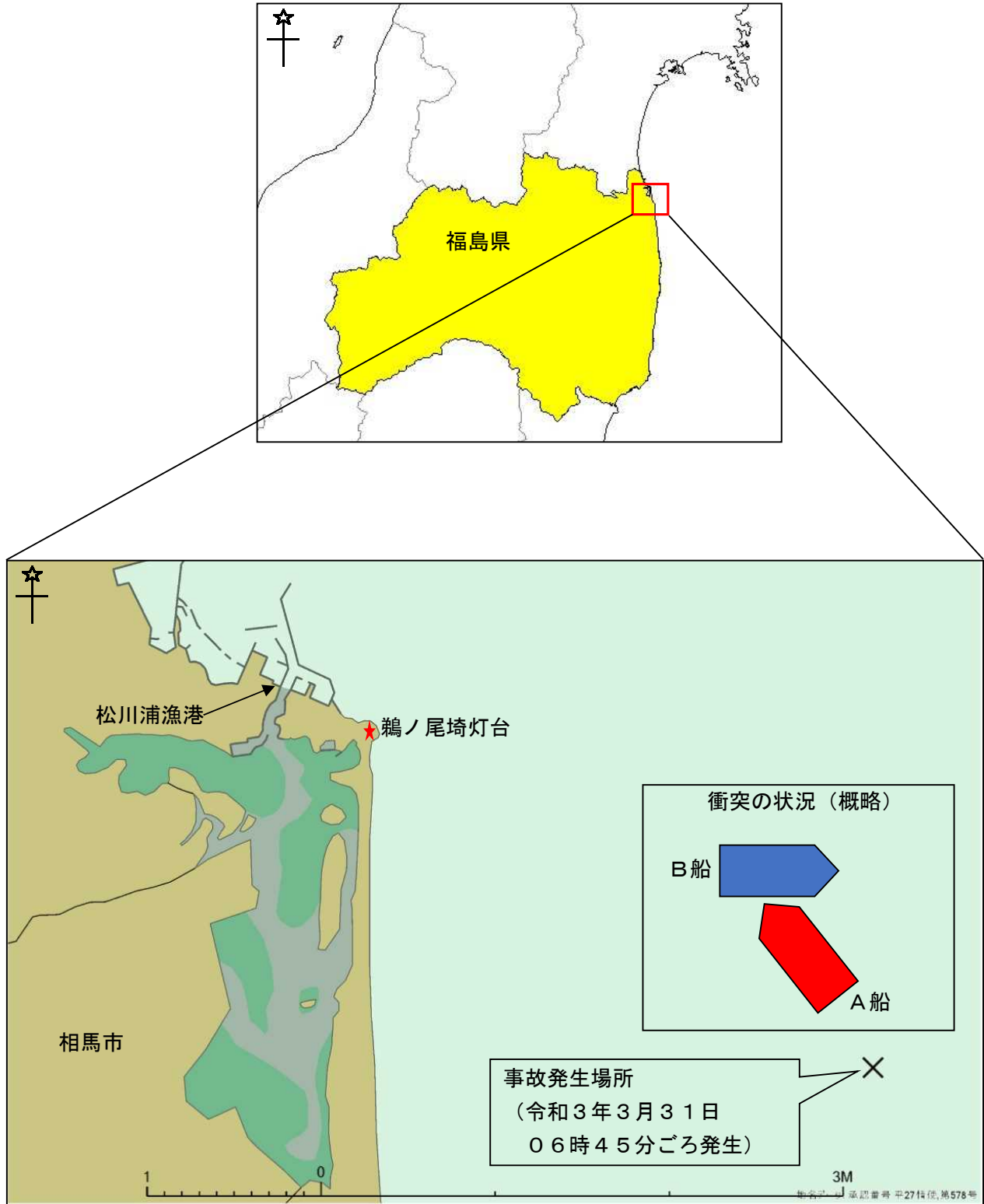


写真2 A船の損傷状況



写真3 B船の損傷状況

